謝 金 規 程

(平成20年10月28日・平成20年度第5回理事会にて決議・平成31年4月1日に改訂)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 岡山NPOセンター(以下「本会」という)が主催する 研修事業、セミナー事業等において講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金に ついての基本的な基準を定めることを目的とする。

(謝金対象者の分類定義)

- 第2条 この規定における謝金対象者を次のとおり分類する。
 - (1) 外部講師 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、委託事業における外部に依頼する講師
 - (2) 内部講師 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、委託事業における本会役員の講師

(謝金の対象となるもの)

- 第3条 諸謝金の対象となるのは、次のものとする。
 - (1) 講座
 - (2) 研修会
 - (3) シンポジウム、パネルディスカッション
 - (4) 講演会
 - (5) 座談会
 - (6) 原稿執筆
 - (7) その他本会理事会が認めるもの

(外部講師謝金の単価)

第4条 外部講師謝金の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、 この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2時間以内を1単位とし、30,000円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2時間以内を1単位とし、10,000円とする。

【講演会】

2時間以内を1単位とし、50,000円とする。

【座談会】

2時間以内を1単位とし、5,000円とする

【原稿執筆】

原稿の文字数を 400 字詰に換算して、400 字詰当たり 2,000 円とする。なお、400 字未満の端数が生じたときは、400 字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500 円とする。

(内部講師謝金の単価)

第5条 内部講師謝金の単価は次のとおりとする。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2時間以内を1単位とし、20,000円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2時間以内を1単位とし、10,000円とする。

ただし、ファシリテーター、コーディネーター等については、20,000円とする。

【講演会】

2時間以内を1単位とし、50,000円とする。

【座談会・原稿執筆】

なし

(講師の旅費)

第6条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

(講師派遣の単価)

第7条 当法人が外部に役職員を派遣する際の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に 別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 70,000 円、所長級 50,000 円、常勤職員級 30,000 円とする。 消費税を別途請求する。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 70,000 円、所長級 50,000 円、常勤職員級 30,000 円とする。 消費税を別途請求する。

【講演会】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 70,000 円、センター長級 50,000 円、常勤職員級 30,000 円 とする。

消費税を別途請求する。

【座談会】

2時間以内を1単位とし、5,000円とする

【原稿執筆】

原稿の文字数を 400 字詰に換算して、400 字詰当たり 2,000 円とする。なお、400 字未満の端数が生じたときは、400 字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500 円とする。

(委任)

第8条 この規定に定めるほか、必要なことは理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 平成20年10月28日より適用。
- 2 平成31年4月1日に改訂